

○愛知県環境審議会廃棄物部会（2025 年 7 月 17 日開催）における委員意見等への対応

No.	意見	対応等
1	以下 3 点について報告書に記載していただきたい。 ①賦課徴収に関して、徴収漏れや紛争等もなく特段問題はないこと ②不法投棄等による課税ベースの逸脱について大きな問題はないこと ③税率について、「税率を上げることも検討」と記載しているが、税率を下げる可能性が全くないわけではないので、「税率の見直し」程度の表現とすること	左記内容について、それぞれ報告書（案）の下記ページに記載しました。 ①②：25 ページ及び 29 ページ ③　：26 ページ及び 29 ページ
2	人間社会のマテリアルフローの中で一番大きなごみであるＣＯ ₂ を出している業者から税金を徴収することが将来的に必要なようになってくるのではないかと思う。	ご意見を踏まえ、報告書（案）27 ページ及び 30 ページに産業廃棄物税の使途として、脱炭素化に繋がる取組を推進する旨を記載しました。
3	資源循環と脱炭素をセットで考えるという観点から、脱炭素についても県民に伝えていく姿勢を出した方がいいのではないかと思う。 ＣＯ ₂ の排出に関しては、中間処理事業者、産廃事業者の方だけでなく、サプライチェーン全体で考えるべきことであり、少し転換していく姿勢も出してもらえるとよいと感じる。	
4	既存の公共関与最終処分場の残余率が低くなっており、最終処分場の逼迫については、喫緊の課題となっている。産業廃棄物税の使途として、最終処分場の設置促進があるため、作られたものに対するサポートに加え、次の世代に向けても税収を適正に活用してもらえよう、新しい処分場の建設に向けた促進に税収を活用することも考えてほしい。	ご意見を踏まえ、報告書（案）27 ページ、28 ページ及び 30 ページの記載を見直しました。
5	資源生産性、循環利用率を高めることに加え、生産から廃棄まで長く使えるような仕組みを考えながら、サーキュラーエコノミーの概念で上流側に戻していくことが重要な政策であり、原資の産廃税をうまく機能させるべきと思う。	報告書（案）27 ページ及び 30 ページに記載しておりますとおり、サーキュラーエコノミーへの転換を図るため、限られた産業廃棄物税を重点的・効率的に活用して具体的な施策を進めてまいります。
6	課税対象ではない隣県（岐阜県・静岡県）に移出されることもあると思われる。隣県全体で考えなくてはいけないため仕方のないことかとも思うが、愛知県内の最終処分量が下がったから安心するのもどうなのかと思う。	報告書（案）18 ページの「産業廃棄物税に関するアンケート調査」の「エ 産業廃棄物の処理状況」によると、県外で処理している理由として「税が上乘せされるため」は 0.8%となっており、産業廃棄物税制度の有無が、産業廃棄物の県外移出に与える影響は少ないものと考えます。
7	産業廃棄物税の認知度が低いということなので、余力があるのであれば、もう少し認知度を上げるための広報活動や、子供にも環境のことを理解してもらえるようなものを将来的に考えてもらえればと思う。	まずは、報告書（案）27 ページ及び 30 ページに記載しております、税制度の効果的な P R や周知ができるよう、制度概要や産業廃棄物税による事業を分かりやすく記載したパンフレットを作成するとともに、各種セミナー等の機会を捉えて事業者や県民へアピールしていきます。